

見守り支援活動の手引き

1. 見守り支援活動の目的

郡上市内では、高齢化が進み、見守りを必要とされる方が増えています。高齢者は、身体のことなどに不安を抱えていても相談されていない方も多く、何かあった時に周りの人が早く気付くことが大切です。

この協定は、市内の事業者が、通常の業務の中で高齢者等の異常に気付いた時に、市役所等へ連絡をしてもらうことにより、より早く対象者の困りごとに対応できることを目的としています。

2. 協定の概要

- ・各事業者が通常の業務の中で、高齢者等の異常に気付いた時に、市役所等へ連絡をします。対象者は、高齢者に限らず、障がい者や子供などを含みます。
- ・明らかに生命の危険がある場合は、直接警察や消防へ連絡するようお願いしています。
- ・連絡をする際には、できるかぎり対象者の同意を得てもらうようお願いしていますが、やむを得ず対象者の同意を得られない場合でも、連絡をお願いしています。同意がなく連絡があった場合は、事業者からの連絡があったことは対象者に伝えません。
- ・連絡があった対象者に対しては、市役所等が訪問するなどして困りごとの相談に対応します。
- ・事業者が連絡する際の電話代等は、事業者に負担をお願いしています。
- ・連絡が間違っている場合、また、連絡ができなくても、そのことによって起こったことに対して、事業者の責任は問いません。
- ・市役所等で対象者へ対応した結果については、連絡した事業者へ報告します。
- ・事業者へお知らせする対象者の情報は、他に漏れないように配慮をお願いしています。

3. 通報先

- ・倒れている、またはケガをしているのを発見した場合
→ 警察（110番）、消防（119番）へ
- ・緊急ではないが、相談したい場合
→ 郡上市地域包括支援センター（67-0008）または各振興事務所へ

（市外局番：0575）

大和振興事務所：88-2211 白鳥振興事務所：82-3111
高鷲振興事務所：72-5111 美並振興事務所：79-3111
明宝振興事務所：87-2211 和良振興事務所：77-2211

4. このような時にご連絡下さい



いつも買い物に来るけど、何を
買うかわからないみたい。

あれっ、昨日の新聞が入っ
たままだ。



①来店した時に・・・

- ・同じことを何度も聞く。予定の時間に来店しない
- ・お店で勘定ができない。繰り返し同じものを買う

②新聞・郵便・宅配・牛乳等を配達した時に・・・

- ・毎日取り込んでいた新聞や郵便物が、数日分溜まっている
- ・宅配の不在伝票が何枚も溜まっている

③カーテン・洗濯物・玄関ドアが・・・

- ・日中にいつも開いているカーテンが閉まったままになっている
- ・同じ洗濯物が数日間干したままになっている
- ・日中なのに電灯が数日間点いたまま

④電気・ガス・水道・灯油が・・・

- ・電気、ガス、水道の使用量がいつもより極端に増減している

⑤配達、集金の時に・・・

- ・玄関のドアが開いているのに返事がないことが続いている

⑥日常生活の様子から・・・

- ・冬期間、数日に渡り玄関前が除雪されていなく、足跡もない
- ・季節に合った服装でない
- ・深夜に出歩いている、道に迷っている

⑦金融機関の窓口で・・・

- ・通帳やカード等を紛失して、何度も再発行している

- ATM が使えなくなった
- 住所、氏名が書けなくなった
- 説明しても理解出来ない
- 「出金額が違う」とトラブルになる

～このような事例がありました～

- ①新聞販売店より、「4 日分新聞が溜まっている。」との連絡を頂きました。
→包括支援センターから担当ケアマネジャーへ連絡し、無事であることを確認しました。
- ②金融機関の営業担当者が訪問したが応答がなく、「近所の方と相談して確認したところ、ぐったりしている高齢者を発見し、救急搬送した」との連絡を下さいました。
→入院中に介護申請することができ、その後は介護サービスを利用され、安心して生活を送られるようになりました。
- ③配食事業者より、「昨日配達した弁当がそのまま残っている。インターホンを押すと、中から『おーい、おーい』という声は聞こえるが、出てこない。」との連絡を頂きました。
→担当ケアマネジャーが家族へ連絡し、腰が痛くて3日間動けなくなっていたことがわかり、医療機関へ受診することが出来ました。